

(介護予防) 特定施設入居者生活介護

養護老人ホーム大日山荘

利 用 契 約 書

目 次

- 第1条 (契約の目的)
- 第2条 (契約期間)
- 第3条 (特定施設サービス計画の作成・変更)
- 第4条 (利用者の基本的権利)
- 第5条 (介護サービスの提供)
- 第6条 (介護サービス記録)
- 第7条 (利用料の種類及び変更など)
- 第8条 (契約の終了)
- 第9条 (利用者の解除権)
- 第10条 (事業者の解除権)
- 第11条 (利用料の滞納)
- 第12条 (介護保険の適用のないサービス利用料の滞納)
- 第13条 (損害賠償)
- 第14条 (秘密保持)
- 第15条 (苦情処理)
- 第16条 (善管注意義務)
- 第17条 (通知義務)
- 第18条 (身元引受人兼連帯保証人)
- 第19条 (身元引受人)
- 第20条 (連帯保証人)
- 第21条 (契約外条項)

様（以下「利用者」という。）と（介護予防）特定施設入居者生活介護養護老人ホーム大日山荘（以下「事業者」という。）は、利用者が養護老人ホーム大日山荘（以下「施設」という。）において、事業者から提供される（介護予防）特定施設入所者生活介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約を締結します。

（入所の判定に係る書類の提出について）

事業者は責任をもって利用予定者の健康管理や介護を行う上で、事業者で対応できる健康状態であるかの確認を行います。また、感染症の有無等、他の利用者の健康に影響を及ぼすことが無いかの確認を行うため、健康診断書（病歴・血液検査・尿検査・レントゲン・服薬内容・感染症の有無等）の提出が必要となります。

健康診断書の作成に係る費用については、本人または契約者にて負担頂くものとします。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、指定を受けた当該事業所において、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、利用者の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、各種サービスを提供します。

2 事業者は、サービス提供にあたっては、利用者の要介護状態区分、利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、利用者に対しサービスを提供します。

3 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、事業者に対し、利用料自己負担分を支払います。

（契約期間）

第2条 この契約期間は、

令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

2 上記契約期間満了日の30日以上前に利用者から更新拒絶の申し出がない場合、本契約と同一内容で更新されるものとし、以後も同様とします。

3 利用者から更新拒絶の意思が表示された場合は、事業者は、他の業者を紹介するなど、必要な措置を取ります。

(特定施設サービス計画の作成・変更)

第3条 事業者は、利用者のための特定施設サービス計画を作成する業務を担当させ（以下、「計画作成担当者」という。）、計画作成担当者が本条項に定める職務に誠意を持って遂行するよう責任をもって指導・監督します。

2 利用者は計画作成担当者に対し、いつでも特定施設サービス計画の内容を変更するよう申し出ることが出来ます。この場合、計画作成担当者は、明らかに変更の必要のないとき及び利用者の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように特定施設サービス計画の変更を行います。

3 計画作成担当者は、特定施設サービス計画原案を作成し、また、同計画を変更した場合には、利用者に対し、特定施設サービス原案また、変更された特定施設サービス計画の内容を説明し、同意を得ます。

4 計画作成担当者は、事業者以外の生活介護事業者以外の提供するサービスを利用者が希望する場合には、希望を最大限尊重してサービス計画を立案します。

(利用者の基本的権利)

第4条 利用者と事業者は、利用者が事業者からサービスの提供を受けるにあたり、本契約書において個々に定める他、次のとおりの権利を有することを確認し、事業者はサービスの提供にあたり、利用者の権利を尊重し、利用者はこれらの権利を行使することにより事業者から不利益な取扱を受けたり、差別的な対応を受けたりすることはありません。

- 一 事業者によるサービスの提供において、利用者の意思が最大限尊重されること
- 二 事業者によるサービスの提供において、利用者のプライバシー及び個人情報尊重されること
- 三 利用者は自らの費用をもって自己が選ぶ医師などの専門家といつでも相談できること
- 四 利用者は施設での運営に重大な支障がない限り、個人の衣服や家具備品等を居室に持ち込むことができること

(介護サービスの提供)

第5条 事業者は前条より作成される特定施設サービス計画に基づき、事項以下のサービスを懇切丁寧に提供します。施設の概要、従業員の勤務体制は「重要事項説明書」のとおりです。

2 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、次の各号のサービス等を提供します。

- 一 入浴、排泄、食事、洗濯、着替え等の介護その他日常生活上の世話

- 二 役所に対する手続の代行その他社会生活上の便宜の提供
 - 三 専門的な知識・経験を要しない機能回復訓練
 - 四 健康管理及び療養上の世話
 - 五 相談・援助
- 3 事業者は、次の介護保険給付対象外サービスを提供します。事業者はその提供に当たり、利用者およびその家族に対し、サービスの内容および費用について説明し、同意を得ます。
- 一 理美容サービス
 - 二 日常生活用品購入代行
 - 三 おむつの提供
 - 四 レクリエーション

(介護サービス記録)

第6条 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供に関する日々の記録を整備し、サービス提供の最終日から5年間保存します。

- 2 前項の介護サービスの提供に関する日々の記録には下記事項を記載するものとします。
- ①食事の有無・程度、内容、②入浴、③介護事故に関する事項（誤嚥、転倒など）、④医師の診断及び指導内容、⑤吸引、血圧を測定した場合の記録、⑥その他 バイタルチェックに関する事項、⑦外出、⑧身体拘束
- 3 利用者及び利用者の後見人は、事業者に対しいつでも、前項の記録の閲覧及びコピーの提供を求めることができます。利用者に意思能力がなく、かつ後見人がいない場合には、必要に応じて利用者の家族は、前項の記録の閲覧・謄写を求めることができます。
- 4 前項の規定により、利用者、利用者の後見人、利用者の家族がコピーの提供を求める場合、事業者は実費相当額を請求者に請求することができます。

(利用料の種類及び変更など)

- 第7条 利用者は、事業者から介護保険給付対象の介護福祉サービスの提供を受けたときは、事業者に対し、別紙サービス内容説明書の記載に従い、介護報酬の利用者負担分を支払います。
- 2 利用者は、事業者から介護保険給付対象外のサービスの提供を受けたときは、その利用料全額を支払います。
- 3 事業者は、介護保険法その他の関係法令の変更、利用者の要介護度の変更その他の理由により、介護報酬の利用者負担分、居住費及び食費に変更が生じた場合には、別紙サービス説明書の規程にかかわらず、当該理由による変更額を上限として変更後の介護報

酬の利用者負担分を請求することができるものとします。

- 4 介護保険給付対象外のサービス利用料を変更するには、利用者がその変更に同意することを必要とするものとします。
- 5 第4項、第5項のいずれにおいても、事業者は利用者、利用者の後見人、利用者の家族等の関係者に対して変更の理由を十分に説明します。
- 6 利用者は第4項に定める変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

(契約の終了)

第8条 次の各号の一に該当する場合には、この契約は終了します。

- 一 (介護予防) 特定施設入居者生活介護の利用契約者が、自立に認定変更された場合
- 二 利用者が死亡した場合
- 三 第9条に基づき、利用者から解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- 四 第10条に基づき、事業者から解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- 五 利用者が、他の介護保険施設への入所が決まり、その施設の側での受け入れが可能となった場合
- 六 利用者と事業者の間で、施設利用契約が終了した場合

(利用者の解除権)

第9条 利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。

この場合には、5日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

- 2 利用者は、事業者が次の事由に該当した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。
 - 一 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - 二 事業者が、守秘義務に違反した場合
 - 三 事業者が、破産等の事情により、事業を継続見通しが困難となった場合
 - 四 その他、介護保険法等関連法令及びこの契約等に定める事項に著しく違反した場合

(事業者の解除権)

第10条 事業所は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約の全部または一部を解除することができます。また、以下のいずれかに該当し、その事案が特に重大であると事業所が判断した場合には、即日契約を解除することができます。

- 一 利用者またはその身元引受人が、契約締結時または契約期間中に、その心身

の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事業を生じさせた場合

二 利用者またはその身元引受人による、第11条に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

三 利用者またはその身元引受人ないしはご家族（内縁関係等を含む）が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為を行い、事業所の再三の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、または、故意または重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

四 利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、または利用者が“重大な自傷行為を繰り返すなど”本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

五 利用者が、連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合

六 利用者が契約期間中に著しい背信行為を行い、契約を継続することが困難となった場合

（利用料の滞納）

第11条 利用者が、正当な理由なく事業者に支払うべき利用料の自己負担分を3ヶ月分以上滞納した場合には、事業者は利用者に対し、相当の期間を定めて、期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除する旨の催告をすることができます。

2 事業者は、前項の催告をした場合には、利用者が住所を有する市町村等と連絡を取り、解除後も利用者の健康・生命に支障のないように、必要な措置を講じます。

3 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもってこの契約を解除することができます。

（介護保険の適用のないサービス利用料の滞納）

第12条 利用者が介護保険の適用のないサービスを受けている場合に、利用者がその利用料を3ヶ月以上滞納し、事業者が相当期間内に支払うように催告したにもかかわらず、利用者がその部分の全額を支払わない場合には、事業者は、その部分の契約についてのみ解除することができます。この場合には、第11条2項の措置は必要ないものとします。

(損害賠償)

第13条 事業者は、利用者に対する（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスの提供にあたって、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害や、実施したサービスに不法行為責任があった場合について賠償する責任を負います。第14条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、利用者または身元引受人兼連帯保証人に故意又は過失、不法行為があったことが認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

3 以下の各号に該当する場合には、事業者は賠償責任を負いかねます。

- 一 利用者が契約時に、その心身の状況及び疾病等の重要事項について、故意又は不実の告知を行ったことが原因で発生した場合
- 二 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としないことによって発生した場合
- 三 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為が原因で発生した場合

(秘密保持)

第14条 事業者及び事業者の従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対する（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。

2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがいよう必要な措置を講じます。

3 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の、利用者の家族の個人情報を用いる場合は利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いません。

4 第1項の規定にかかわらず、事業者は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（いわゆる「高齢者虐待防止法」）に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(苦情処理)

第15条 利用者又は利用者の家族は、提供された（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスに不満がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の苦情申立機関に、苦情を申し立てることができます。

2 事業者は利用者に提供した（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスについて、

利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

- 3 事業者は利用者が苦情申立を行った場足、これを理由としていかなる不利益な扱いもしません。

(善管注意義務)

第16条 事業者は、利用者に対しサービスを提供するに当たっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

(通知義務)

第17条 利用者は、契約記載事項に変更が生じた際には、速やかに事業者に届出ます。

(身元引受人兼連帯保証人)

第18条 事業者は利用者に対し、身元引受人兼連帯保証人を求めることがあります。ただし、身元引受人兼連帯保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。

- 2 身元引受人兼連帯保証人は次の各号の責任を負います。
 - 一 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - 二 契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
 - 三 利用者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引受その他必要な措置をとること。
 - 四 第11・12条の利用料について、利用者と共に本契約における債務が発生すること。

(身元引受人)

第19条 利用者の残置物や利用者の利用料等滞納等があった場合に備えて、その残置物一切の引き取り、及び債務の保証人として身元引受人を定めることとします。

- 2 事業者は、本契約が終了した後、利用者の残置物や施設への債務等がある場合には身元引受人にその旨連絡するものとします。
- 3 身元引受人は、前項の連絡をうけた後2週間以内に残置物の引き取り、及び1か月以内にその他の債務を履行するものとします。但し身元引受人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者にその旨を連絡するものとします。その場合には、事業者が合理的事情であると判断した場合に限り、期限を延期することがあ

ります。

- 4 事業者は、前項但し書の場合を除いて、身元引受人が引き取りに必要な相当期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、事業者の判断に基づき当該残置物を強制的に身元引受人に引き渡すか、事業者が処分するものとします。但し、その引き渡し又は処分に係る費用は身元引受人の負担とします。また、その費用について身元引受人からの支払いが行われない場合、及び債務の履行がない場合、事業者は法的手段等により解決を図るものとします。

(連帯保証人)

第20条 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。

- 2 前項の負担は、極度額150万円を限度とします。
- 3 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- 4 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

介護保険 289,890円 (介護5・10割負担を想定)
被措置者負担金 81,100円 (費用徴収基準表の上限額)
合計 370990×4ヵ月=1,483,960円 ※1万円単位繰上⇒150万円

(契約外条項)

第21条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法例の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

以上のとおり契約を締結したため、本書2通を作成し、利用者および事業者がそれぞれ1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

(事業者)

特定施設入居者生活介護サービスを利用するにあたり、「特定利用契約書」に基づき、その内容について説明いたしました。

ここに本契約を締結いたします。

住 所 和歌山市吉礼179番地
事業者名 社会福祉法人寿敬会 養護老人ホーム大日山荘
代 表 者 理事長 中谷 剛 ⑩

(契約者)

私は、この契約書に基づく特定施設入居者生活介護サービスの利用を申し込みます。

サービス利用者 住 所 和歌山市吉礼179番地

利用者 ⑩

契約者本人が署名できないため、本人の意思を確認したうえで、私が代理として署名・押印を行います。

(署名代行) 住 所

氏 名 ⑩

(契約者との関係)

(身元引受人) 住 所

氏 名 ⑩

(契約者との関係)

(連帯保証人) 住 所

氏 名 ⑩

(契約者との関係)